

医政発 0317 第 6 号  
平成 29 年 3 月 17 日

各  
〔 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 〕 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

### 医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について

平素より、医療行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 18 号。以下「改正省令」という。）が、本日、別紙のとおり公布・施行されたところです。  
改正省令の主旨等について下記のとおり通知いたしますので、貴職におかれましては、貴管内の関係機関・関係団体等に対する周知・指導等よろしくお取り計らい願います。

#### 記

##### 1. 改正省令の主旨

医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)においては、助産所について、分べんを取り扱うことを前提として構造設備基準を設けているが、助産所が分べんを伴わない産後ケア等の様々なニーズにより一層対応できるよう、所要の規定の整備を行う。

##### 2. 改正省令の内容

医療法施行規則第 17 条第 5 号において、入所施設を有する助産所にあつては、床面積 9 平方メートル以上の分べん室を設けることとされている。

この構造設備基準は、助産所が分べんを取り扱うことを前提としており、産後ケア等の様々なニーズに対応するために、分べんを取り扱わない助産所においては、分べん室の設置を要しないこととする。

### 3. 改正省令の根拠条項

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 23 条第 1 項及び第 71 条の 6

### 4. 改正省令の公布日等

公布日：平成 29 年 3 月 17 日（金）

施行日：公布日

○厚生労働省令第十八号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十三条第一項及び第七十一条の六の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「通り」を「とおり」に改め、同項第五号に次のただし書を加える。

ただし、分べんを取り扱わないものについては、この限りでない。

第十七条第二項中「基く」を「基づく」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

医療法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表  
○医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第十七条 法第二十三条第一項の規定による助産所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一、四 (略)</p> <p>五 入所施設を有する助産所にあつては、床面積九平方メートル以上の分べん室を設けること。ただし、分べんを取り扱わないものについては、この限りでない。</p> <p>六・七 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、助産所の構造設備の基準については、建築基準法の規定に<u>基づく</u>政令の定めるところによる。</p>	<p>第十七条 法第二十三条第一項の規定による助産所の構造設備の基準は、次の通りとする。</p> <p>一、四 (略)</p> <p>五 入所施設を有する助産所にあつては、床面積九平方メートル以上の分べん室を設けること。</p> <p>六・七 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、助産所の構造設備の基準については、建築基準法の規定に<u>基づく</u>政令の定めるところによる。</p>